

多摩市入札参加者の選定に係る市内業者及び準市内業者の取扱基準要領

平成24年11月28日 副市長決定

(目的)

第1条 この基準要領は、多摩市の競争入札参加資格者の名簿に登載され、多摩市内に本店、支店、営業所等を代理人として設置した事業者（以下、事業者という。）を市内業者及び準市内業者として取扱うに当たり、必要な要件を明確にすることにより、多摩市条件付一般競争入札事務取扱要綱に基づく参加資格及び多摩市指名基準に基づく指名業者の選定を公平かつ公正に処理することを目的とする。

(市内業者・準市内業者)

- 第2条 市内業者とは、第3条に掲げる要件を満たすものとして認定された事業者のうち、多摩市内に本店や本社（以下「本店」という。）を有している者をいう。
- 2 準市内業者とは、第3条に掲げる要件を満たすものとして認定された事業者のうち、多摩市内に支店や支社、営業所（以下「支店」という。）を有している者をいう。

(取扱要件)

- 第3条 市内業者及び準市内業者は、本店又は支店において、契約の見積り、入札、契約締結など実体的な行為を行わなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として取扱うに当たって必要な要件は次に掲げるものとする。
- (1) 第4条に掲げる書類を市に提出すること。
 - (2) 事務等を執り行える事務所として以下の形態を整えていること。
 - ・事務用什器（机、椅子など）が配置されている。
 - ・事務用機器（電話・ファックス等の通信機器や複写機など）が具備されている。
 - ・社名がわかる看板や表札が表示されている。
 - (3) 営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ責任者が存在し常駐していること。
 - (4) 転送電話になっておらず、常時連絡がとれる体制となっていること。
 - (5) 本市に納付すべき法人市民税又は市民税を滞納していないこと。
 - (6) 多摩市内に本店又は支店を開設後、6カ月を経過していること。
 - (7) 事業者は、別に定める期間ごとに取扱要件を満たすことの確認を受けなければならない。

(提出書類)

第4条 事業者は、次に掲げる書類を市の指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 市内業者・準市内業者の取扱に関する届出書（別記第1号様式）
- (2) 競争入札参加資格審査受付票（写）
- (3) 法人市民税納税証明書（法人の場合で多摩市に本店又は支店を開設後、確定している決算がない場合は、多摩市に提出した法人設立・設置届出書）
- (4) 市民税納税証明書（個人事業主の場合）
- (5) その他、市が必要と認める書類

（実態調査）

第5条 取扱要件を確認するため、必要に応じて本店又は支店の現地調査等を行う。

（改善指導）

第6条 第4条及び第5条により、第3条の要件を満たさない場合は、改善指導通知書（別記第2号様式）により改善指導を行う。

- 2 前項により改善指導を受けた場合は、改善報告書（別記第3号様式）を市に提出する。
- 3 市は前項の報告書を受けた場合は、必要に応じて再度第5条に規定する実態調査を行う。
- 4 取扱要件を満たすことが確認されるまでの間は、市内業者又は準市内業者としては扱わない。

（指名停止）

第7条 次に掲げる場合、多摩市指名業者指名停止基準に基づき、指名停止を行うことができる。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する届出書に虚偽の記載をした場合
- (2) 取扱要件を確認するための実態調査を拒否若しくは妨害した場合又は協力しないことが明らかな場合

附 則

この運用方針は、平成24年11月28日から施行する。